



2022年5月30日

各 位

会社名 三浦工業株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員CEO 宮内大介
(コード番号: 6005 東証プライム)
問合せ先 経営企画統括部長 宮栄直樹
(電話番号 089-979-7045)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2022年5月13日に発表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、別紙のとおり訂正いたします。なお訂正箇所は網掛けで表示しております。

訂正内容

2022年5月13日に発表しました変更案の(附則)第2条第3項にて、対象を附則全てにしておりましたが、正しくは第2条のみですので訂正いたします。

その他、見出しの追加や表記の訂正を行いました。

以上

【別紙】

(訂正前)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p>(附則)</p> <p>第 57 回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 第 57 回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(訂正後)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(附則)</p> <p>(新設)</p> <p>第 57 回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 第 57 回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則第 2 条は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上